

事 務 連 絡  
平成 27 年 1 2 月 1 8 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課

## 入院時食事療養費等の見直しについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

入院時食事療養費等の見直し内容については、平成 27 年 5 月 29 日に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）に盛り込まれています。

あらかじめ、今回の改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、特段の御配慮をお願い致します。

なお、今後、厚生労働省において、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）等の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定です。

## 記

### I 健康保険における入院時食事療養費及び入院時生活療養費の取扱いについて

#### 第 1 見直しの趣旨

入院時食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成 28 年 4 月 1 日から 1 食につき 360 円、平成 30 年 4 月 1 日から 1 食につき 460 円とするもの。ただし、低所得者の負担額は引上げないこととするほか、指定難病の患者又は小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する者については、現行の 1 食につき 260 円を据え置くこととするもの。

#### 第 2 見直しの内容

##### 1 食事療養標準負担額の減額対象者の範囲

- ① 食事療養標準負担額の減額対象者として、現行の「低所得者Ⅱ」（健保則第 58 条第 1 号又は第 2 号）及び「低所得者Ⅰ」（同条第 3 号）に加え、以下の患者を追加すること。

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）
  - ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）
- ② 上記に加え、平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 4 月 1 日まで継続して精神病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床をいう。）に入院していた一般所得区分の患者の負担額については、当該者が退院するまでの間においては、現行の負担額である 1 食につき 260 円を、当分の間据え置くこと。また、当該者が平成 28 年 4 月 1 日以後、合併症等により同日内に他の病床に移動する又は他の保険医療機関に再入院する場合（その後再び同日内に他の病床に移動する又は他の保険医療機関に再入院する場合を含む。）についても、1 食につき 260 円を据え置くこと。

## 2 食事療養標準負担額

食事療養標準負担額については、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号。以下「標準負担額告示」という。）を改正し、下表のとおりとなること。

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		(平成 28 年 4 月 1 日 から) 1 食につき 360 円
			(平成 30 年 4 月 1 日 から) 1 食につき 460 円
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</li> <li>・ 第 2 の 1 の②に規定する者</li> </ul>		1 食につき 260 円
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 3 号又は同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。以下同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 食につき 210 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 食につき 160 円
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号又は同条第 4 項第 4 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。以下同じ。）		1 食につき 100 円

(注) 下線部は、今回の見直しによる改正部分。

### 3 生活療養標準負担額の減額対象者の範囲

- ① 生活療養標準負担額の減額対象者として、現行の「低所得者Ⅱ」（健保則第 62 条の 3 第 1 号又は第 2 号）並びに「低所得者Ⅰ」（同条第 3 号）及び「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」（同条第 4 号。以下「厚生労働大臣が定める者」という。）に加え、指定難病患者を追加すること。
- ② 上記①の厚生労働大臣が定める者については、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）において具体的な対象者が規定されているが、これらの対象者のうち指定難病患者以外の者（一般所得区分に該当する者に限る。）については、今回の見直しによる生活療養標準負担額の引上げの対象とし、平成 28 年 4 月 1 日から 1 食につき 360 円、平成 30 年 4 月 1 日から 1 食につき 460 円とすること。ただし、生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分については引上げの対象外であり、現行の負担額と同様、1 日つき 0 円であるもの。

### 4 生活療養標準負担額

生活療養標準負担額については、標準負担額告示を改正し、下表のとおりとなること。

表① 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者以外の者

対象者の分類		生活療養標準負担額	
A	B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	1日につき 320 円と 1食につき 460 円との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	1日につき 320 円と 1食につき 420 円との合計額
B	低所得者Ⅱ	1日につき 320 円と 1食につき 210 円との合計額	
C	低所得者Ⅰ	1日につき 320 円と 1食につき 130 円との合計額	

（注）表①について、今回の見直しによる改正はなし。

表② 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者	<u>指定難病患者以外の厚生労働大臣が定める者</u> (平成28年4月1日から) 1日につき0円と1食につき360円との合計額
		(平成30年4月1日から) 1日につき0円と1食につき460円との合計額
	<u>指定難病患者</u> 1日につき0円と1食につき260円との合計額	
B	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内 1日につき0円と1食につき210円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超 1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ	1日につき0円と1食につき100円との合計額

(注) 下線部は、今回の見直しによる改正部分。

### 第3 施行期日

平成28年4月1日。ただし、同日前に行われた食事療養に係る食事療養標準負担額又は生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

- Ⅱ 船員保険における入院時食事療養費及び入院時生活療養費の取扱いについて  
 Iと同様の取扱いとすること。

(関係団体一覧)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中  
独立行政法人 労働者健康福祉機構 本部 御中